

令和4年6月

東京都外在住の保護者各位

松蔭大学附属
松蔭高等学校

「奨学給付金制度」についてのお知らせ

(東京都外に在住の方向け)

奨学給付金制度は、お子様が私立高等学校等に在学している保護者に対し、授業料以外の教育費の負担を軽減する返済不要の給付金制度です。

「就学支援金」や「授業料軽減助成金」とは別の制度で、対象となる都内在住の保護者の方は毎年「東京都私学財団」へ直接申請することとなりますが、東京都以外にお住まいの保護者については、お子様が都内の私立高等学校等に在学していても、保護者が在住する都道府県から給付されることになるため、制度の詳しい内容や申請期間は自治体により異なります。

つきましては、下記またはウラ面記載の文部科学省 web サイトをご覧になり、お住まいの都道府県にお問い合わせをいただきますようお願いいたします。なお、自治体により新入生を対象とした一部早期給付の制度があるようですので、詳しくは担当部署にお問い合わせください。

文部科学省ホームページ 高校生等奨学給付金のお問い合わせ先一覧

(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm)

なお、ご不明な点については、奨学給付金担当：^{うちこが}内古閑または久住までお問い合わせください。

電話 03-3467-1511